

東京工業高等専門学校学業成績の評価及び学年課程修了認定等に関する内規

制定 平成20年 4月 1日

改正 平成22年 4月 1日

第1章 総則

第1条 東京工業高等専門学校における学業成績の評価(以下「評価」という。)、学年課程修了の認定(以下「修了認定」という。)及び卒業の認定等については、特別の定めによるもののほかは、この内規の定めるところによる。

第2章 学業成績の評価

第2条 評価に当たっては、平素の学習、定期試験及び出席状況等を総合的に考慮する。

2 成績は100点法により採点し、評価はS・A・B・C・Dの5段階とし、成績評語は評価に応じて次表のとおりとする。ただし、卒業研究にあっては「合」又は「否」を、インターンシップにあっては、「修了」又は「未修」を判定する。

評価	評語	区分	評価点
S	優	特に優れている	100点～95点
A		優れている	94点～80点
B	良	普通である	79点～70点
C	可	やや劣る	69点～60点
D	不可	劣る	59点～0点

3 原則として1/3を超える欠課時数がある場合はD評価とする。

4 評価がS・A・B・Cの科目及び「合格」とされた卒業研究並びに「修了」と判定されたインターンシップには、単位の修得を認める。

第2条の2 評価は、各科目担当教員が行う。ただし、卒業研究及びインターンシップの判定については、学科長が代表して行う。

第2条の3 評価は第1学年から第3学年までは前期中間、前期末、後期中間及び学年末にそれぞれ行い、第4学年及び第5学年については、原則として前期末及び学年末にそれぞれ行う。

2 前期末及び学年末の評価をそれぞれ前期及び学年の評価とする。ただし、前期のみで履修する科目にあっては、前期末の評価を学年の評価とする。

3 追試験による評価は、期末試験の評価に準じて、所定の期間に行う。

4 定期試験において一定の基準に達しない者に対し再試験を行うことができる。

5 再試験は所定の期間に行う。ただし、再試験等を受験する資格は、当該定期試験において原則40%以上の理解力のあった者とする。なお、再試験等による再評価はCを上限とする。

第3章 学年課程修了の認定

第3条 修了認定は学年末における運営会議(学年課程修了認定)の議を経て、校長が行う。

2 修了認定は当該年度において、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者で、かつ別に定める学年課程等修了の認定基準を満たしている者に対して行う。

(1) 特別活動への参加状況が特に悪い者

(2) その他審議を必要と認められる者

3 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、審議の上、修了認定の可否を決定する。

第4章 進級

第4条 修了認定をされた者は、特別の場合を除き、次学年へ進級する。

第5章 原級留置

第5条 修了認定をされなかった者は原級留置とし、その属する学年と同様に扱う。

第6条 同一学年において2回原級留置となった者に対しては、学則36条第2号の規程を適用する。ただし、休学をした者については別に審議する。

第6章 卒業

第7条 別に定める学年課程修了等の認定基準の卒業認定基準に従い、運営会議（卒業判定）において修了認定をされた者に対して、高等専門学校設置基準に基づき、校長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

附 則

1 この内規は、平成6年4月1日から施行する。

2 原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。

2 原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。